

## 最初の評議員選考委員会設置規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第92条の規定により、財団法人公益法人協会(以下「当協会」という。)が最初の評議員の選任方法を定めることを目的とする。

### (設置及び任務)

第2条 当協会は、前条の目的を達成するため、最初の評議員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会は、移行登記の日以降に当協会の評議員に就任すべき最初の評議員を選任する。

第3条 選考委員会委員は、現行寄附行為上の評議員2名、外部委員3名の合計5名で構成する。

2 選考委員会委員のうち1名を選考委員会委員の互選により議長とする。

3 選考委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。

(1) 当協会の業務を執行する者又は業務を執行する者であったもの

(2) 当協会を重要な取引先とする者その他当協会と密接な関係又は重要な利害関係を有する者又はこれらに該当する者であったもの(これらの者が法人又は団体である場合は、その役員又は従業員)

(3) 前各号に該当する者の配偶者、三親等以内の親族又は使用人若しくは使用人であった者

4 選考委員会委員は、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

### (招集)

第4条 選考委員会は理事長が招集する。

### (最初の評議員選任方法)

第5条 選考委員会の決議は、選考委員会委員全員の出席をもって行う。

2 選考委員会は、理事会より提出された最初の評議員候補者案について審議し、多数決により選任する。可否同数の場合は議長が決するところによる。

( 情報提供 )

第 6 条 理事長は選考委員会における前条の審議に当たり、下記各号の情報を提供しなければならない。

- (1) 評議員及び評議員会の有する権限、評議員の欠格事由その他の評議員に関する法令及び定款の規定の内容
- (2) 評議員候補者の経歴、選任理由、当協会及び当協会の理事又は監事との関係その他の評議員候補者に関する情報

( 議事録 )

第 7 条 選考委員会は議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した選考委員会委員全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

( 設置期間 )

第 8 条 選考委員会は、旧主務官庁の認可を受けた日から当協会の移行登記の日までの間設置する。

附 則

本規則は、平成 20 年 12 月 17 日より施行する。